

第二十一条の討議の記録

(参考)

(仮訳)

第二十一条の討議の記録

この討議の記録は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）の第二十一条及び附属書の交渉の過程において協定の両締約国間で討議された事項を記録することを意図するものである。この討議の記録は、法的拘束力を有さず、また、両締約国の国内法令の適用範囲及び協定に基づいて生じ、又は協定から独立して存在する国際法上の義務の適用範囲を変更するものではない。

1 協定の附属書の2の規定に関し、両締約国は、「同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反する」とは、援助を拒否しようとする締約国が当該援助の結果として該当する者に死刑が科され得る十分な可能性がある则认为る状況において適用することを意図するものであることを確認する。個別の状況は個々の事例に応じて判断されるが、両締約国は、協定の下での他のいかなる事例においても、当該援助が協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基

づく自国の義務に反するとは現在考えておらず、他方の締約国の刑事司法制度を理由として当該援助を拒否するいかなる具体的な状況も想定していない。

2 両締約国は、また、協定第二十一条5(a)に基づく援助が協定の効力発生時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するかどうかを一方の締約国が検討する際に、当該一方の締約国が関連する入手可能な情報に考慮を払うことを確認する。当該情報には特に次のものが含まれる。

(a) 拘禁されている者による又はその者のための申立て
(b) 他方の締約国による申立て（起訴された者が犯した罪、関連する法定刑及び判決の傾向に関する補助的な情報を含む。）

(c) 他方の締約国が提供する関連する保証

(d) 国の他の関連する情報

3 特に、両締約国は、2(c)の規定の適用上、関係当局による死刑を求刑しないとの保証が「関連する保証」と認められることを認識する。当該保証を受ける締約国は、協定第二十一条5(a)に基づく援助が協定の効力発生時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するかどうかを検討する際に、当該

保証について十分な考慮を払う。

4 (a) 協定第二十一条6 (a)の規定に関し、日本国は、現時点において、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）についての援助を拒否するいかなる具体的な状況も想定していない。

(b) 協定第二十一条6 (a)の規定に関し、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、現時点において、捜査の対象となる者に死刑が科され得る十分な可能性があると自国が認める場合を除くほか、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）についての援助を拒否するいかなる具体的な状況も想定していない。

5 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、捜査の対象となる者に死刑が科され得る十分な可能性があるかどうかを検討する際に、関連する入手可能な情報に考慮を払う。当該情報には特に次のものが含まれる。

(a) 拘禁されている者による又はその者のための申立て

(b) 日本国による申立て（起訴された者が犯した罪、関連する法定刑及び判決の傾向に関する補助的な情報を含む。）

(c) 日本国が提供する関連する保証

(d) 国の他の関連する情報

6 両締約国は、協定に関連して合意し、又は相互に決定した事項が犯罪人引渡し又は共助に関する条約についての両締約国間の将来のいかなる交渉も妨げるものではないことを認識する。

二千二十三年一月十一日にロンドンで